答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会(以下「実施機関」という。)が、平成26年2月10日付けで行った公文書不開示決定のうち、「生徒が直接、生徒指導主任に話した内容の生徒指導主任から校長への報告書」については、対象文書を特定し直し、改めて開示等の決定をすべきであるが、その余については妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は平成26年1月28日付けで、埼玉県情報公開条例(以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に対し「①平成24年9月初旬、3年5組の生徒に取ったアンケート及び生徒が直接、生徒指導主任に話した内容の生徒指導主任から校長への報告書 ②平成24年度3年5組の学級日誌(4月1日~9月30日)」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- (2) これに対し実施機関は、①について ア平成24年9月初旬、3年5組の生徒に取ったアンケート、イ生徒が直接、生徒指導主任に話した内容の生徒指導主任から校長への報告書、②について ウ平成24年度3年5組の学級日誌(4月1日~9月30日)を対象文書として特定した(以下「本件対象文書ア」、「本件対象文書イ」及び「本件対象文書ウ」という。)が、いずれも保存年限経過により廃棄済みであり、現在保有していないという理由で、平成26年2月10日付けで公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成26年3月23日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを 求めて異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年5月16日に実施機関から条 例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を 受けた。
- (5) 当審査会は、平成26年6月3日付けで申立人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成26年6月6日付けで実施機関から「開示決定等理由説明書の 補足説明について」の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成26年6月10日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (8) 当審査会は、平成26年6月27日付けで申立人から意見書1及び2の提出を受けた。
- (9) 当審査会は、平成26年7月15日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の理由は保存年限を経過したことにより現在保有していないため、とのことだが、再度廃棄済み等の再調査確認をお願いしたい。

(2) 異議申立ての理由

廃棄済み等の再調査確認の結果、処分せず保管されている可能性も考えられるため、 異議申立てを行うものである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書アについて

埼玉県立○○高等学校(以下「本件高校」という。)の校長が、学校内のいじめの実態把握のため、平成24年9月初旬、当時の3年5組の生徒に取ったアンケートである。アンケート用紙は、学級担任教諭が生徒に配布、回収して生徒指導部に

提出し、全校分のアンケートを調査目的に沿った利用が終了するまで生徒指導部に おいて保管していた。その後対象文書である3年5組分は、生徒指導主任教諭から 学級担任教諭に手渡され、学級担任教諭が保管していた。本件対象文書アは、利用 終了後1年以上の保存を要しない文書として取り扱うこととされ、学級担任教諭は 平成24年度末に廃棄処分した。

(2) 本件対象文書イについて

上記(1)のアンケート実施の際に、生徒から生徒指導主任教諭に対し、校内の問題について相談があった。当該教諭はその内容をメモにまとめ、学校長に提出し報告した。本件対象文書イは、生徒から聞き取ったものをまとめたメモであり、学校長は報告を受け内容を把握した後廃棄処分した。

(3) 本件対象文書ウについて

学級日誌は学級の授業の内容等について記入する文書である、日記形式の冊子になっており、毎日当番の生徒が作成して学級担任教諭に提出し、職員室で学級担任教諭が保管していた。生徒が卒業し、事務処理上必要がなくなったため、平成24年度末に学級担任教諭が廃棄処分した。なお、学級日誌は学校に備えるべき表簿として法令等に定められたものではなく、様式も任意であり、本件高校では1年以上の保存を要しない文書として取り扱っている。

5 審査会の判断

本件対象文書は、①平成24年9月初旬、3年5組の生徒を対象に行ったアンケート(「本件対象文書ア」)、②生徒が直接、生徒指導主任に話した内容の生徒指導主任から校長への報告書(「本件対象文書イ」)、③平成24年度3年5組の4月1日から9月30日までの学級日誌(「本件対象文書ウ」)である。いずれも、本件高校において作成され、保有していた文書であるが、実施機関は、保存年限(保存期間が事務処理上必要な1年未満の期間)を経過したことにより廃棄済であり、現在保有していないため不開示としたと主張する。そこで、以下本件対象文書についての保存期間の妥当性及び

文書の存否について、実施機関からの意見聴取の結果を踏まえて検討し、判断する。

(1) 県立学校における文書管理について

条例第30条は、公文書の管理が公文書の開示を実質的に担保するものであることから、公文書が適切に分類、作成、保存及び廃棄されるよう、公文書の管理の基本原則については、各実施機関の規則等で定めることとしている。県立学校においては、埼玉県立学校文書管理規則(以下「規則」という。)及び埼玉県立学校文書管理・公印規程(以下「規程」という。)に基づき行われている。

規則や規程の対象となる文書(以下「文書等」という。)は、条例第2条に規定する公文書と同義であり、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であるとされている。規則第6条では、「校長は、学校の事務の性質、内容等に応じた系統的な文書等の分類の基準を定め、当該分類の基準に従って文書等を整理しなければならない」としている。そして規則第8条第1項で、文書等について第1種文書等(保存期間が11年以上の文書等)から第6種文書等(保存期間が事務処理上必要な1年未満の期間である文書等)までの種別に区分すると規定されており、同条第2項では「校長は、別表に定める基準に基づき、文書等を前項の種別に区分し、整理するものとする」と規定している。なお、別表には種別ごとの分類基準が示されている。

また、規程第25条第1項では、「校長は規則第6条の基準により、文書管理システムに所要事項を記録する方法で、会計年度ごとにファイル基準表を作成するものとする」と定められており、第2項で「校長は、前項のファイル基準表に基づき、事務室及び職員室内等において保存する文書等を整理しなければならない。」とされている。したがって、校長は、規則や規程に基づき、適切な文書管理を行うことを義務付けられているものである。

(2) 本件対象文書アについて

本件対象文書アは、平成24年7月に、埼玉県教育局県立学校部生徒指導課長から各県立学校長宛に出された「いじめの実態把握のためのアンケート調査の実施について」の通知に基づき、本件高校の校長が、学校内のいじめ実態把握のため、平

成24年9月初旬に全校生徒を対象に行ったアンケート調査(以下「本件アンケート調査」という。)の回答用紙である。

当審査会において、実施機関から現存する未記入のアンケート用紙の提出を受け、 その記載項目について確認したところ、アンケートは「いじめの実態把握のための アンケート」というタイトルで無記名式で行われ、いじめの事実について3項目、 学校生活について12項目の質問があり、それぞれ示された選択肢の中から回答す る方式をとっていること、その他自由記述欄が設けられていることが確認できた。

実施機関の説明によれば、本件対象文書アは、本件アンケート調査終了後、生徒 指導部が調査目的に沿った利用が終了するまで保管していた。その後生徒指導主任 教諭から学級担任教諭に手渡され、第6種文書等として学級担任教諭が保管してい たが、平成24年度末に処分したとのことである。

県立学校における文書等の管理については、規程第25条第1項で、「校長は規則第6条の基準により、文書管理システムに所要事項を記録する方法で、会計年度ごとにファイル基準表を作成するものとする」と定めている。ファイル基準表には、第1ガイド(大分類)、第2ガイド(中分類)、個別フォルダー(小分類)、保存期間等の欄があり、学校ごとに作成することとなっている。

本件高校の平成24年度ファイル基準表には、第1ガイド「生徒指導」、第2ガイド「生徒指導」があり、その下に第6種文書等についての個別フォルダーが存在しなかったが、平成26年度からはファイル基準表に「生徒調査等」という第6種文書等についての個別フォルダーを設け、これに該当する文書等について規則や規程に沿った適正な管理をすることとしている。

このように、平成24年度における本件高校の文書管理には問題が見られるところではあるが、実施機関が本件対象文書は既に廃棄済であり存在しないと主張している点については、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。したがって、不存在を理由として実施機関が行った不開示決定は妥当である。

ところで、いじめ問題の解決にはいじめの早期発見が必要であり、そのためにもいじめの実態把握を学校が行うことが必要である。文部科学省が全国の小中高等学校、特別支援学校を対象に行った「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においても、いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法として、9割以上の学校がアンケート調

査と回答しており、発見のきっかけとしてアンケート調査など学校の取組によるものが最も多いという結果となっている。また、平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法では、第23条第2項でいじめが生じていると思われる場合の確認を行うための学校における措置の他、第28条で重大事態への対処として、質問票の使用等による調査を行うことを教育委員会又は学校に対して求めている。さらに第30条第2項では、地方公共団体の長は、学校から教育委員会を通じて重大事態が発生した旨の報告を受け、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、調査の結果について附属機関を設けて再調査を行うことができる旨規定している。

以上のように、学校におけるいじめ問題の早期発見、さらにはいじめが発生した場合の対処のため、アンケート調査は重要な手段として位置付けられていると解される。アンケートに回答した生徒が調査の時点でいじめはないと回答したとしても、その後いじめ問題が発生した際には、問題解決のための手掛かりとなる可能性も否定できず、再調査の対象となることも予定されているのであるから、本件高校においては、本件アンケート調査を実施した当該年度末で廃棄するのではなく、少なくとも回答した生徒が卒業するまでの間など、いじめ問題が発生した際に検証することができる一定の期間は保存しておくべきであったと思われる。そして当審査会のこの判断は、検証可能とするための文書の作成を義務付け、保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、これを実施するよう努めることを地方公共団体に求めている公文書等の管理に関する法律の趣旨にもかなうところである(第4条及び第34条)。

実施機関はこの点を踏まえ、今後同種のアンケート調査を行う際には保存期間について検討の上、適切な文書管理を行うよう努めるべきである。

(3) 本件対象文書イについて

本件アンケート調査を行った際に、生徒から生徒指導主任教諭に対し、校内の問題について相談があった。生徒指導主任教諭は、その内容をまとめ、校長に提出し報告した。本件対象文書イは生徒指導主任教諭が校長に提出した報告書である。

この報告書はその経緯に鑑みれば条例第2条第2項にいう公文書に当たると考えられるところ、実施機関の説明によれば、本件対象文書イには生徒からの相談内容が記されていたが、校長は報告を受けた後次年度以降まで保存する必要のない軽易

なものと考え、第6種文書等に該当すると判断し廃棄処分したとのことである。

従来、本件高校では生徒指導に関する文書のうち、第6種文書等に該当する文書についてはファイル基準表に位置付けられておらず、校長が個別に文書等の廃棄の時期を判断し、処分していたとのことである。本件対象文書イについてもこの取扱いに倣い、校長が廃棄の時期を判断し処分したものである。平成26年度からは、生徒指導に関する第6種文書等についてファイル基準表に「生徒調査等」という項目を設け、規則や文書管理・公印規程に沿った適正な管理をすることとしている。

このように、平成24年度における本件高校の文書管理には問題が見られるところではあるが、実施機関が本件対象文書は既に廃棄済であり存在しないと主張している点については、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。したがって、不存在を理由として実施機関が行った不開示決定は妥当である。

なお、審議の過程で当審査会が本件対象文書イと同様の内容が記載されている公 文書の存否について実施機関に尋ね、本件高校の職員が再度執務室等を探索した結 果、校長が生徒指導主任教諭から報告を受けた内容をまとめた校長作成の文書(以 下「校長作成文書」という。)が存在することが判明した。

当審査会において校長作成文書の提出を受け、見分したところ、校長作成文書は本件対象文書イと異なるものではあるが、同様の内容を含む記載があることが判明した。したがって、校長作成文書を本件開示請求の対象文書として特定し直し、その内容を精査した上で改めて開示等の決定を行うべきである。

(4) 本件対象文書ウについて

本件対象文書ウは、平成24年度の本件高校3年5組の学級日誌(4月1日~9月30日)である。

実施機関は、学級日誌は学校に備えるべき表簿として法令に定められたものではなく、様式も任意であることから、本件高校では第6種文書等として取り扱っており、本件対象文書ウについては職員室で学級担任教諭が保管していたが、生徒が卒業して事務処理上必要がなくなったため平成24年度末に学級担任教諭が廃棄処分したと主張する。

実施機関の説明によれば、学級日誌は毎日当番の生徒が決められた項目に該当する事項を記入して学級担任教諭に報告するという、定例的なものであるということである。当審査会において、実施機関から現在本件高校で使用している学級日誌の

様式の提出を受け、その内容を確認したところ、時間ごとの教科目、教師名、学習 内容、欠席者等の項目があり、これらの項目に該当する事項を記入するものである ことが確認できた。

このように、平成24年度における本件高校の文書管理には問題が見られるところではあるが、以上の点を踏まえて総合的に判断すると、本件対象文書ウを第6種文書等として取り扱ったことに問題はなく、当該学級の生徒が卒業後に廃棄したという実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められない。したがって、不存在を理由として実施機関が行った不開示決定は妥当である。

なお、本件高校の平成24年度ファイル基準表には学級日誌に関する個別フォルダーが存在しなかったが、平成26年度からはファイル基準表に第1ガイド「教務」、第2ガイド「教務」の下に「学級日誌」という第6種文書等についての個別フォルダーを設け、これを規則や規程に沿って適正に管理することとしている。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、野村武司、山本未来

審議の経過

年	月 日	内 容
平成26年	5月16日	諮問を受ける(諮問第251号)
平成26年	5月16日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年	5月30日	審議(第二部会第95回審査会)
平成26年	6月 3日	申立人から意見書を受理
平成26年	6月 6日	諮問庁から「開示決定等理由説明書の補足説明について」を受 理
平成26年	6月10日	諮問庁から説明及び審議(第二部会第96回審査会)

平成26年	6月27日	申立人から意見書1及び2を受理
平成26年	7月15日	申立人から意見陳述聴取及び審議(第二部会第97回審査会)
平成26年	8月 4日	審議(第二部会第98回審査会)
平成26年	9月12日	審議(第二部会第99回審査会)
平成26年1	0月17日	審議(第二部会第100回審査会)
平成26年1	1月27日	答申(答申第199号)